

## ホームインスペクションの重要事項（ご確認ください）

### □調査について□

- 1 ホームインスペクターは、第三者としての立場を堅持し、  
特定の間人もしくは組織が優位・不利になるような調査や報告書の作成は行いません。
- 2 ホームインスペクターは、診断対象物件の購入可否、或は売買価格について一切の言及はしません。
- 3 本調査は、調査対象建物の建築基準法適合の有無等に関しては、確認事項としていません。

### □調査の前に□

- 1 調査には、住宅所有者・居住者の方の、事前のご了解が必要になります。
- 2 調査時に電気・ガス・水道が不通の場合は、それに関連する設備の作動や配管からの漏水等の確認ができなくなります。また床下・小屋裏に点検口がない場合は、その部分の調査ができません。予めご確認をお願いします。
- 3 建物に関する下記の書類をご準備いただくか、口頭でお知らせください。  
確認する項目：延床面積、竣工年、増改築工事の履歴  
確認する建物に関する書類  
確認済証、検査済証、設計図書（平面図、断面図、立面図、仕様書等）  
増改築工事の履歴がわかるもの：請負契約書、設計図書、仕様書

### □現場調査について□

- 1 調査開始時に、依頼者もしくはその代理人の立会いをお願いします。
- 2 調査対象の場所および事項（標準調査の場合）  
屋根※1、外壁、基礎・土台、床下※2、小屋裏※3、玄関周り、サッシ、バルコニー、各居室、キッチン、洗面室、浴室、トイレ、換気設備、給湯設備、給排水設備、電灯コンセント設備等  
※1屋根：地上から肉眼もしくは双眼鏡による調査です。  
※2床下：標準調査の場合は、床下点検口から目視の及ぶ範囲です。  
※3小屋裏：標準調査の場合は、小屋裏点検口から目視の及ぶ範囲です。
- 3 調査対象外の場所および事項  
シロアリ調査、耐震診断、地盤調査、雨漏り原因診断、破壊検査、地質調査、有害物質調査、法令適合調査、設計図書と実物部材との照合調査
- 4 追加オプション調査  
「天井裏・床下進入調査」を、それぞれオプションにて標準調査に追加可能です。

### □報告書の取扱い□

- 1 使用について  
報告書は依頼者の「目視による建物劣化診断」の依頼により作成されたもので、当該目的においてのみ有効で、承諾なしに当事者以外に開示できません。
- 2 網羅性について  
調査では、建物の壁内部や家具等にて遮蔽された部分など、目視で確認できない部分があり、報告書は建物のすべての箇所を網羅できているわけではありません。
- 3 免責および賠償責任について  
報告書所有者は、報告書の内容に起因する損失・要求・損害・責務等から、報告書作成者及びその所属組織を免責することに同意するものとします。  
インスペクターが指摘しなかった不具合や見落とし等による損害に関して、当該インスペクターは損害賠償の責めを負いません。  
ただしインスペクターに故意または重過失がある場合は、受領した報酬額を上限として損害の賠償を致します。依頼者様以外の方に対しては、インスペクター及び所属組織は、いかなる場合も損害賠償の責任を負うことは一切ありません。

### □第3者性を失う恐れのある事項の報告□

ホームインスペクターは、調査報告に基づき、今後のメンテナンスのアドバイスや、改修工事等の業務を受託することが可能ですが、この場合、当調査の第3者性が失われる可能性があります。